

マイナンバーカードでの受診を強要しません

院内ポスター ぜひご利用ください

協会ではマイナンバーカードでの受診を強要しない旨を記載した患者向けのポスターを作成いたしました。A4サイズに合わせておりますので、線に沿って切り抜いた上でご使用ください。

なお、同ポスターは協会ホームページ「いい医療ドットコム」の「会員ページ」からもダウンロードが可能です。

お問合せ ☎045 - 313 - 2111

- 当院ではマイナンバーカードでの受診を強要しません。
 - マイナンバーカードなしでも、12月2日以降も受診できます。
- ✓ マイナンバーカードの取得は法律で任意と定められています。
 - ✓ マイナンバーカードへの保険証利用登録も個人の自由です。
 - ✓ 保険証は有効期限まで最大1年間は使えます。マイナンバーカードがない方は、他の方法(資格確認書など)でも医療保険での受診が可能です。

院長